



平成17年4月からの 年金制度改革のポイント

公的年金制度は、私達の生活を支えるものとして、大変重要な役割を果たしています。少子高齢化が急速に進む中で、将来に渡り「持続可能」で「安心」な年金制度とするための年金制度改革が平成16年に行われ、平成16年10月から施行されています。今後も平成17年4月から平成20年4月にかけて、制度改革が順次施行されることになっています。

◆ 主な改正点 ◆

①国民年金保険料の引き上げ

現役世代の人口減少や平均余命の伸びといった少子高齢化が進行している状況を踏まえ、将来の現役世代の過重な負担を避けるために、最終的な保険料水準を法律で定めて、最終的基準まで時間をかけて毎年小刻みに保険料が引き上げられることになりました。これにより、平成10年4月から月額13,300円に据え置かれていた保険料が、平成17年4月から280円引き上げられ、月額13,580円になります。

平成18年度以降も、毎年280円（平成16年度価格）ずつ引き上げられ、最終的には平成29年度以降は、月額16,900円（平成16年度価格）に固定される予定です。

②免除基準の見直し

現行の申請免除制度の所得要件は、4人世帯モデルを基準に設定されているため、単身世帯の多い若年者層に厳しい基準となっていました。そのため、単身世帯を中心に免除基準の見直しが行われ、所得要件が緩和されます。

③若年者納付猶予制度の新設

所得の少ない若者（30歳未満）が、所得の高い世帯主（親など）と同居している場合、保険料免除の対象とはなりませんでした。今回の改正によって、本人及び、配偶者の前年の所得が一定以下であれば、申請によって保険料の納付が猶予されます。

《対象となる方》

30歳未満の第1号被保険者であって、本人及び、配偶者の前年の所得が基準（全額免除基準と同額）に該当すること。

※納付猶予期間は、年金の受給期間には参入されますが、年金額の計算には反映されません。納付猶予期間について、10年以内であればさかのぼって納めること（追納）ができ、納付された場合は、保険料納付済期間とされます。（2年を経過した場合は、当時の保険料に加算額が上乗せされます。）

ご不明な点は、お近くの社会保険事務所までお問い合わせ下さい。

今治社会保険事務所 今治市別宮町6-4-5 TEL 0898-32-6141

社会保険庁ホームページのお知らせ

社会保険庁では、国民年金や厚生年金等の制度について、より深く知っていただくためにホームページを開設しています。ご利用ください。

■ホームページの主な内容…社会保険制度の概要、相談案内（年金相談・年金見込額試算など）

アドレス <http://www.sia.go.jp>

確定申告が間違っていたとき ～今治税務署からのお知らせ～

確定申告書を提出した後で、計算誤りなど申告内容に間違いがあることに気付いたり、うっかり確定申告書の提出を忘れていませんか。もう一度確認してください。

■税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。

この「更正の請求」をする場合は、税務署又は国税庁ホームページに用意している「更正の請求書」に既に申告した金額と訂正すべき金額などを記入して所轄の税務署長に提出してください。

更正の請求ができる期間は、原則として、法定申告期限から1年以内ですから、平成16年分の所得税の確定申告については、平成18年3月15日(水)、個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告については、平成18年3月31日(金)までとなります。

更正の請求書が提出されると、税務署でその内容を検討し、その請求内容が正当と認められたときは、納め過ぎた税金が還付されます。【国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>】

■税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。この修正申告をする場合は、税務署に用意している申告書B第一表と第五表(修正申告書・別表)に、既に申告した金額と修正すべき金額などを記入して提出してください。

修正申告書により新たに納付することとなった税額に対しては、自主的に修正申告をした場合を除き、過少申告加算税がかかります。また、法定納期限の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、なるべく早く自主的に修正申告をされることをお勧めします。

■確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならないのに、申告書の提出を忘れていたときは、直ちに確定申告をしてください。確定申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といい、期限後申告により納付することとなった税額がある場合には、無申告加算税がかかります。また、法定納期限の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、なるべく早く自主的に申告されることをお勧めします。

■分からないときは

更正の請求、修正申告、期限後申告の手続きなどについて、お分かりにならない点がありましたら、税務相談室や税務署(個人課税担当)へお尋ねください。

- 今治税務署 代表 TEL 0898-32-6100 個人税課第1部門 TEL 0898-32-6102
- 税務相談室今治分室 TEL 0898-33-2222

固定資産土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税における縦覧制度は、他人の土地や家屋の評価額と比較して評価額が正しいか、適正かどうかを確認していただくための制度です。

- 期 間 平成17年4月1日(金)～5月2日(月) 午前8時30分～午後5時 ※土日・祝日除く
- 場 所 上島町税務担当課の窓口
- 範 囲 土地価格等縦覧帳簿(所在・地番・地目・地積・価格を記載)及び家屋価格等縦覧帳簿(所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格を記載)で他の土地や家屋の評価額についても縦覧可能
- 対象者 ◆土地価格等縦覧帳簿…町内に所在する土地の固定資産税の納税者(代理人含む)に限る。
◆家屋価格等縦覧帳簿…町内に所在する家屋の固定資産税の納税者(代理人含む)に限る。

なお、自己の資産(土地・家屋)については、土地・家屋名寄帳により、資産状況、評価額などが確認できます。※縦覧には必ず印鑑をお持ち下さい。(代理人は委任状が必要です。)